

## 書面により開催した委員会の議事録について（案）

令和 2 年 4 月〇日

電力・ガス取引監視等委員会

電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき書面により委員会の議事を行った場合、同規程第 4 条の規定に基づき作成する議事録は以下の形式によることとする。

### 1. 委員長及び各委員の意見

議案についての委員長及び各委員の意見を記載する。

### 2. 議決

議案について過半数の者が同じ意見であったことをもって委員長がそれを委員会の議決とした場合、その議決を記載する。

### 3. その他

議案についての意見とは別に、議案に付随して委員長又は委員から意見・コメントがあった場合は、その意見・コメントを記載する。

それについて、委員長が今後の対応方針を決めた場合には、それを記載する。

## 【参考】電力・ガス取引監視等委員会運営規程（抜粋）

（委員会の招集）

第 2 条 委員長は委員会を招集しようとするときは、開催日時、場所及び付議事項を事前に公表するものとする。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法により、委員会の議事を行うことができる。この場合においては、委員長はその議事について次に招集する委員会に報告しなければならない。

3 委員長は、軽微な事項その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれるものの議事のために委員会を招集しなければならない場合など必要があると認めるときは、文書その他の方法により、委員会の議事を行うことができる。

（議事録・議事要旨）

第 4 条 委員会の議事については、委員会の日時、出席者、議事内容などを記載した議事録及び議事要旨を作成するものとする。